

平成24年度 行政改革の推進に向けた外部有識者による公開ヒアリングの結果

ヒアリング対象項目	見直しの方向性等	判定結果	主な提言
<p>①岡崎総合運動場の見直し 《重点改革プログラムNo.10》</p>	<p>○施設の移管について、利用状況のアンケート結果などを踏まえ、地元（岡崎市）と引き続き協議を進める。 ○全面的に地元移管出来ない場合は、県有施設としての役割等がある施設を県営により一部存続を検討する。</p>	<p>【1票】 妥当 【5票】 再検討が必要 （3票） 取組をスピードアップすべき （2票） 現状認識、課題認識を見直すべき （1票） 取組内容を明確にすべき （1票） 取組内容に新たな視点を加えるべき （0票） その他 【0票】 判断ができない</p>	<p>〈妥当〉 ○岡崎市への移管、一部存続、多くの廃止は妥当であるが、一部存続は限定されるべき。 〈再検討が必要〉 ○議論を更にスピードアップすべき。 ○期限を決めて岡崎市と交渉すべき。 ○魅力的な資産に強化してから地元移管するか、廃止して別利用を考えるなど課題認識を見直すべき。</p>
<p>②遺児手当支給費の見直し 《新規改革項目》</p>	<p>○国では、新たな制度による児童手当や今後見直すとしている児童扶養手当など経済的支援策を実施するとともに、就労による自立支援策を推進している中、本県単独の現金給付である遺児手当制度のあり方や就労支援について検討する。（平成26年度新制度開始）</p>	<p>【0票】 妥当 【5票】 再検討が必要 （4票） 取組内容を明確にすべき （2票） 現状認識、課題認識を見直すべき （1票） 取組内容に新たな視点を加えるべき （0票） 取組をスピードアップすべき （1票） その他 【1票】 判断ができない</p>	<p>〈再検討が必要〉 ○国、県、市町村という枠組みを意識しすぎている。愛知県として、主体的に見直しを検討していくべき。 〈判断ができない〉 ○国の見直しの方向や市町村に対する適切な支援のあり方が見えない中では、判断ができない。</p>
<p>③陶磁資料館への指定管理者制度の導入などによる活性化 《重点改革プログラムNo.2》</p>	<p>○平成23年度に有識者から意見聴取を行い、賑わいがあり親しみのある施設を目指して様々な取組を実施。また、平成22年度から24年度までの3年間で「にぎわい創出プロジェクト」を実施。 ○指定管理者制度について、業務包括化による経費削減効果及び陶磁資料館の敷地等を活用した集客力向上のための事業実施可能性について、民間企業からヒアリングを行い、導入の可否を検討する。</p>	<p>【1票】 妥当 【5票】 再検討が必要 （3票） 取組内容に新たな視点を加えるべき （2票） 取組内容を明確にすべき （2票） 取組をスピードアップすべき （1票） 現状認識、課題認識を見直すべき （1票） その他 【0票】 判断ができない</p>	<p>〈再検討が必要〉 ○事業とシステムを明確にして、大胆な改革を視野に入れ、来館者のニーズをしっかりと把握して検討を進めるべき。 ○指定管理者制度について具体的進展が見えていない。 ○コンセプトが時代に応じて明確になっているかを踏まえて検討するべき。 ○指定管理者制度ありきの議論になっているのではないか。</p>
<p>④土地開発公社の見直し 《重点改革プログラムNo.32-1》</p>	<p>○今後の事業規模、国のプロジェクト事業等への対応、保有土地処分（県等による買い戻し）を見極めつつ、固有職員の処遇に十分配慮のうえ、他団体との統合も視野に入れ、公社のスリム化を図る。</p>	<p>【1票】 妥当 【5票】 再検討が必要 （5票） 取組内容を明確にすべき （1票） 取組内容に新たな視点を加えるべき （1票） 取組をスピードアップすべき （0票） 現状認識、課題認識を見直すべき （0票） その他 【0票】 判断ができない</p>	<p>〈妥当〉 ○今回の検討は「方向づけ」の評価なので妥当とするが、見直しの作業は急ぐべき。 〈再検討が必要〉 ○現段階で具体的な検討内容が見えてこない。今後、具体策を明確にする材料が必要。 ○公社のスリム化がイコール統合や人員削減ということなら、議論の矮小化になるので留意が必要。</p>

ヒアリング対象項目	見直しの方向性等	判定結果	主な提言
<p>⑤児童・生徒・青少年を対象とした宿泊等施設の利用拡大 《重点改革プログラムNo.9・16》</p>	<p>【野外教育センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑散期の利用拡大を図るため、豊かな自然に恵まれた施設の特徴を活かした自主事業等を行う。 ○新たな利用団体を開拓するために新しい利用形態などを示した利用促進活動を行う。 ○冬場における新たな利用促進（学習合宿等）のため、暖房設備の充実について検討する。 <p>【青年の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑散期の利用拡大を図るため、大学や青少年団体の利用が多いという施設の特徴を活かした自主事業を行う。 ○特に指定管理者がNPO法人であることや都市型施設を活かした利用促進活動を実施する。 <p>【美浜少年自然の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑散期の利用拡大を図るため、海浜型の施設である特徴を活かした自主事業を行う。 ○新たな利用団体を開拓するため、地元団体等との協働による利用促進活動を実施する。 <p>【旭高原少年自然の家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○閑散期の利用拡大を図るため、高原型の施設である特徴を活かした自主事業を行う。 ○新たな利用団体を開拓するため、地元団体等との協働による利用促進活動を実施する。 	<p>【2票】 妥当</p> <p>【3票】 再検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> (2票) 取組内容に新たな視点を加えるべき (1票) 現状認識、課題認識を見直すべき (1票) 取組内容を明確にすべき (0票) 取組をスピードアップすべき (0票) その他 <p>【0票】 判断ができない</p>	<p>〈妥当〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学校との連携を進め、宿泊の平準化・拡大に努めてほしい。 ○野外教育センターについては、長期的投資額を把握して、今後の方針を決定してほしい。 <p>〈再検討が必要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○潜在需要予測をしっかりと行い、利用拡大策を検討すべき。 ○野外教育センターについては、少なくとも冬季は閉めるべきではないか。 ○目標・工程を具体化し、取り組み内容を明確にすべき。
<p>⑥農林公社の見直し 《重点改革プログラムNo.31》</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○重点改革プログラムに沿った抜本的改革として、当該事業を廃止し、他県の取組を参考としながら公社の法的整理を検討する。 ○事業廃止後、農地の利用集積は、貸借を中心に担い手農家の経営規模拡大を図っていく。分収林契約は基本的に県が引き継ぐ方向で検討する。 ○債務処理に当たっては、平成25年度を発行期限とする「第三セクター等改革推進債」を活用する。 	<p>【1票】 妥当</p> <p>【4票】 再検討が必要</p> <ul style="list-style-type: none"> (2票) 取組内容を明確にすべき (2票) 取組内容に新たな視点を加えるべき (1票) 取組をスピードアップすべき (0票) 現状認識、課題認識を見直すべき (2票) その他 <p>【0票】 判断ができない</p>	<p>〈妥当〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○残事業について、所有者との話し合いを行い、スムーズな解決につなげるべき。 <p>〈再検討が必要〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公社を廃止する際の問題点を早急に検討するべき。 ○県の負うリスクが増えないように将来展望を行うべき。 ○分収造林事業は将来の展望が期待できないので、早急に結論を出すべき。 ○法的整理後の分収造林契約の継続・破棄について明確にするべき。

※「再検討が必要」という判定の場合、「現状認識・課題認識を見直すべき」など5項目からなる詳細判定（複数選択可）を実施。